

那須塩原市木の俣園地条例案の主な内容に対する  
パブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和3年11月26日（金）から令和3年12月24日（金）まで
- (2) 意見提出者数 1人
- (3) 意見件数 1件
- (4) 提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
人数	0人	0人	0人	1人	1人

2 提出された意見要旨とそれに対する市の考え方

番号	意見要旨	市の考え方
1	<p>近年木の俣園地は駐車場無料ということもあり多くのお客様が利用してきましたが、お越しにくるお客様のマナーが著しく悪く、オーバーツーリズム状態となりました。観光従事者としても駐車場待ちで渋滞が発生し旅館の送迎や仕入れ等の遅延が発生しています。これを機に正常な環境や観光地へとコントロールすることが必要と思われます。</p> <p>板室温泉周辺は自然環境が豊かなところです。例え有料化になったとしても環境の維持や保全ためには仕方ないことと思います。</p> <p>地元観光を次世代へつなげていくためにも必要施策と思います。</p>	<p>木の俣園地の夏期の混雑や利用者のマナーの悪化に対し、警備員の配置、定期的な巡回や地元ボランティアによるごみ拾いなどの対応を行ってきました。しかしながら、利用ルールを明確にしておらず、対応にも限界が生じているため、今般条例制定に取り組むこととしました。地域の財産である自然環境を保全するための取組であり、本市の観光資源を未来へつなぐための必要な取組であると考えています。</p> <p>持続可能な観光地を目指し、今後も各種施策に取り組んでまいりますので、今後も御理解御協力のほどよろしく申し上げます。</p>